



企業間取引の電子化・印紙税の削減 ～Brownie for Stamperの適応～



はじめに

1. 電子化推進の効果

電子化による一般的な効果のポイント

スピードアップ

検索性の向上

情報共有

保存場所の縮小化

など、電子化することで得られるメリットは、多大です。

ただ、削減したコストが目に見えずらいため、システム導入に踏み切れない企業様が多いと考えております。

2. 即効性のある電子化

ソーシャルでのビジネスやインターネットが当たり前のなかで、会社間の書類のやり取りに、着目します。

これらのやり取り書類の代表格は、見積もり、注文・注文請、請求・納品です。

これらのやり取りを電子化することで、上記の効果はもちろん、

“書類の郵送コスト削減” “印紙税の削減”

が可能となり、目に見えたコストが削減できます。

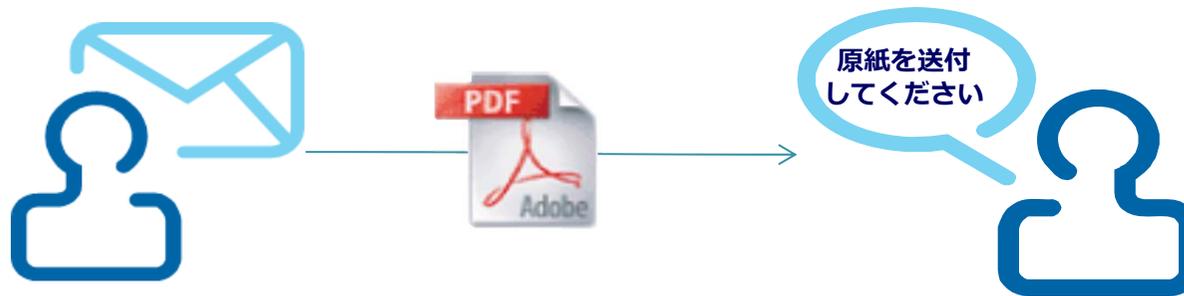
見積書、注文・注文請書のやり取り

□ 電子ファイルによる見積もり提示、注文書・注文請書のやり取り

「見積書をPDFファイル作成し、メールで送付後、原紙を送付してください。」

よくある会話ですが、そもそも必要なのでしょうか？

書面が必要であれば、PDFファイルを受け取った側で、印刷すれば、輸送費用やその手間など不要になります。



素朴な疑問

「取引が、電子ファイルで完結しないの？」

「電子ファイルを正としてよいか？」

「電子署名、タイムスタンプが必要にならないか？」

「“印紙税”は、どのように取り扱う？」



ポイントの整理

以下、電子ファイルで取引を実施したときのポイントを整理します。

電子ファイルには、印紙税がかかりません。
国税庁HPの“印紙税その他の間接税”に掲載

電子ファイルでの取引を双方で合意します。
改ざん検知と意志の確認

電子取引での取引情報となり、ファイルの保存が必要です。
保存にあたり所管税務署への特別な申請は不要

印紙税と電子ファイル

「印紙税（いんしぜい）は、印紙税法（昭和42年5月31日法律第23号）に基づき、課税物件に該当する一定の文書（課税文書）に対して課される日本の税金。」

電子ファイルには、印紙税は、課税されません。

～以下、国税庁のページから抜粋～

印紙税法上の「契約書」とは、

印紙税法別表第一の「課税物件表の適用に関する通則」の5において、「契約の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。」と規定されている。

また、印紙税法に規定する課税文書の「作成」とは、印紙税法基本通達第44条により「単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう」ものとされ、課税文書の「作成の時」とは、相手方に交付する目的で作成される課税文書については、当該交付の時であるとされている。

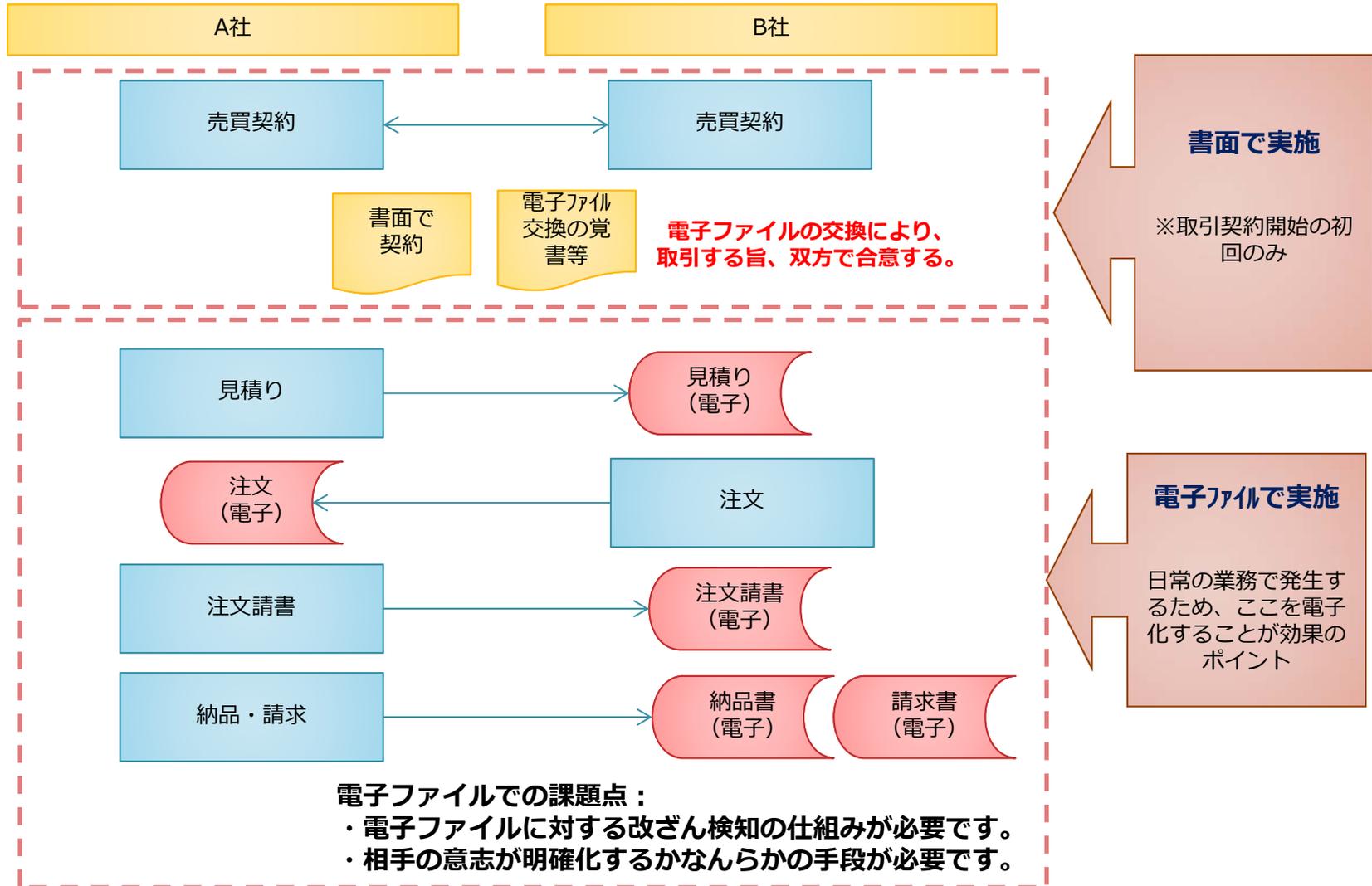
上記規定に鑑みれば、本注文請書は、申込みに対する応諾文書であり、契約の成立を証するために作成されるものである。しかしながら、注文請書の調製行為を行ったとしても、**注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しないものと考え**える。

請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について

http://www.nta.go.jp/fukuoka/shiraberu/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm

電子ファイルと書面

売買契約等の取引のなかで、電子ファイルでも取引可能であること双方で合意する。



電子ファイルの保存

□取引情報の電子ファイルの保存

発生した取引情報は、電子ファイルとなり、これらのファイルを保存することが必要になります。

以下、記載があります。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年三月三十一日法律第二十五号）

第二条

六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、**当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない**。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 第四条各項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、**当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす**。

**一貫してコンピュータで作成した帳簿、書類を電子保存する場合は、
所管税務署へ申請が必要ですが、電子取引の場合は除外されている点もポイントです。**

e文書法との違い

e文書法では、外部から受け取った書面を電磁化保存が可能になります。
電子取引での取引情報の保存と異なる点がポイントです。

□e文書法

(民間事業者等が行う書面保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)

外部から受け取った書面を電磁化保存する場合の法律

※書面（紙）をスキャナにより電磁化した帳簿、書類の電子保存が可能
キー情報の明確化、検索項目やスキャナに対する基準など、ルールがあり、
所管税務署へ申請が必要。

ただし、国税関連では、3万未満の領収書、契約書が対象となり、
完全化（電子署名、タイムスタンプ）が必要。

弊社からの解決提案

クラウドサービスのWeb捺印システム
「BrownieforStamper」で解決します。

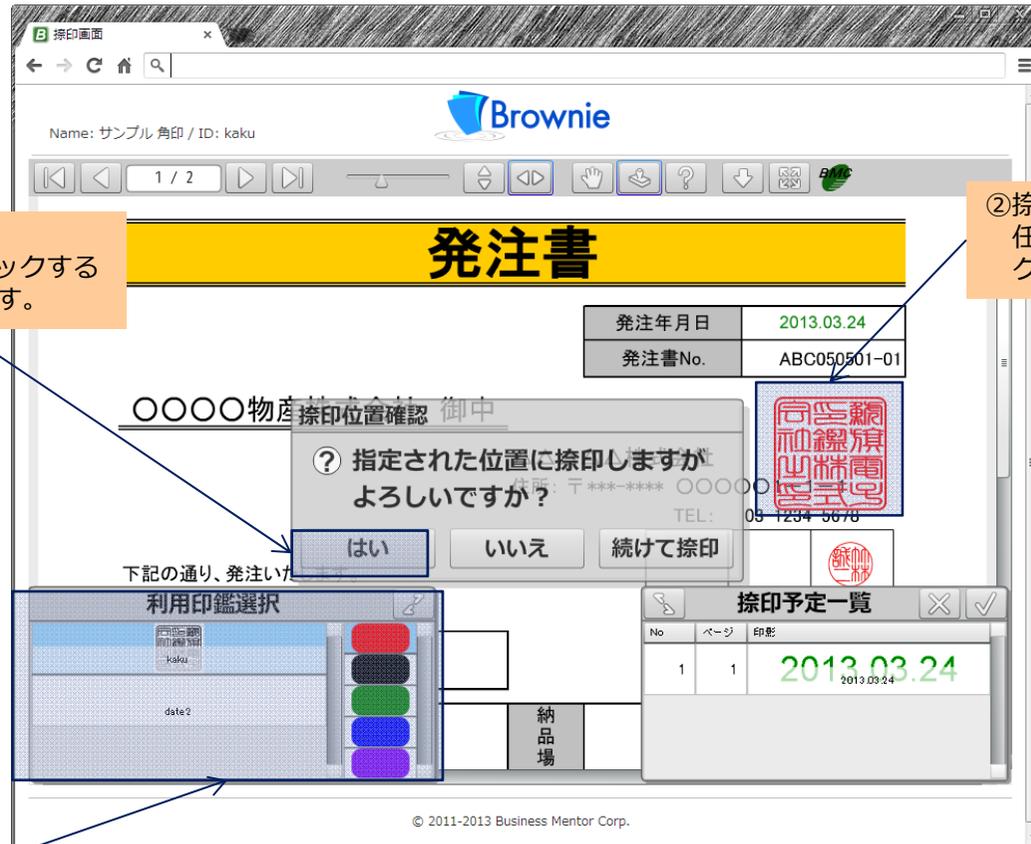
- 電子ファイルでの課題点の解決：
- ・ハッシュ値を利用した改ざん検知機能※1
 - ・PDFファイルを対象※2
 - ・捺印アクションを含めたログ確保
 - ・電子印鑑による意志の確認※3



- ※1：ハッシュ値は、政府の情報セキュリティー政策会議の決定に従い、SHA256を採用しています。
※2：電子文書の長期保存と見読性に関するガイドラインにより、PDFを採用しています。
※3：単純な画像貼り付けではなく、対象ファイルにも、捺印情報を保持しています。

捺印イメージ

システムは、ブラウザのみで利用が可能で、任意の位置に捺印可能です。
捺印対象は、PDF形式です。添付機能では、各種フォーマットが利用可能です。
また、捺印情報は、ブラウザ上からも確認が可能です。



③ 確認画面
“はい”をクリックすると捺印完了です。

② 捺印
任意の場所を指定し、クリックする

① 印鑑の選択と色指定
利用印鑑一覧は、自分の印鑑が表示されます。
押印する印鑑、色を選択してください。

■ 捺印情報表示

誰が、いつ、捺印したか？確認が可能です。

